別表2-5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業: 定額(1/2相当)] [8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業: 定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	44,900
定員21~30名	47,100
定員31~40名	54,800
定員41~70名	62,600
定員71~100名	81,200
定員101~130名	97,900
定員131~160名	113,200
定員161~190名	128,700
定員191~220名	143,000
定員221~250名	158,300
定員251名以上	176,000

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗して得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項 の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に 規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。 千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交 付 基 準 額 表 (津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑥に該当する場合))

■本体工事費

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の仏)(6)に該当する場合))

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	59,200
定員21~30名	62,200
定員31~40名	72,600
定員41~70名	82,500
定員71~100名	107,200
定員101~130名	129,200
定員131~160名	,000
定員161~190名	169,900
定員191~220名	188,700
定員221~250名	209,000
定員251名以上	232,300

- ※1 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の 規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合と、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額 に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が、たできない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。 (いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法等が発表2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された。東振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第9条第1項第3号に規定された離島のいずがに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て
- 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)②ウの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)] [8の(2)①イ、②イの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	900	1,189
定員21~30名	1,022	1,348
定員31~40名	1,364	1,801
定員41~70名	1,716	2,264
定員71~100名	2,420	3,197
定員101~130名	2,904	3,836
定員131~160名	3,632	4,795
定員161~190名	4,359	5,754
定員191~220名	5,087	6,716
定員221~250名	5,813	7,674
定員251名以上	6,541	8,631

- ※1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項 の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に 規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。 千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数一総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■ 仮設施設整備工事費 単位·千円

■収設施設釜佣工事賃			
	基準額(1施設当たり)		
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
定員20名以下	1,607	2,122	
定員21~30名	1,961	2,588	
定員31~40名	2,378	3,137	
定員41~70名	3,301	4,359	
定員71~100名	4,956	6,541	
定員101~130名	5,945	7,848	
定員131~160名	7,432	9,811	
定員161~190名	8,125	10,725	
定員191~220名	9,481	12,514	
定員221~250名	10,835	14,302	
定員251名以上	12.190	16,090	

- ※1 豪雷地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雷地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項 の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に 規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。 千円未満切捨て。)
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数一総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。